第63中「物品受贈益　　XXX」を「物品受贈益（何）引当金戻入益
　　XXX
　　XXX」に改める。
第71中「第44項第3項」を「第44条第3項」に改める。
第76(1)中「第89」を「第90」に、「減損損失累計額」を「減損損失」に改める。
第94並びに第95第1号及び第2号中「第48条第1項本文」を「第48条本文」に改める。
第98第2号(2)中「とき。」を「場合」に改める。
第120中「第7節」を「第8節」に改める。
第124中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。
(4)　重要な後発事象
　連結決算日後に発生した事象で、翌事業年度以降の関係法人集団の財務状態及び運営状況に影響を及ぼすものについては、その内容
(5)　産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項
　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況
別添第2中「第80」を「第81」に改める。
別添第6(1)及び(2)中「特定償却資産」を「特定の償却資産」に改める。
別添第7中「第77」を「第78」に、「第79」を「第80」に、「第81」を「第82」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。

○文化庁告示第三十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十八年三月十六日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十八年三月二十九日

文化庁長官　青柳　正規

厚木市録音赤十字奉仕団

○文化庁告示第三十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十八年三月十六日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十八年三月二十九日

文化庁長官　青柳　正規

厚木市録音赤十字奉仕団

○厚生労働省告示第百十号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則に次の一号を加える。

十五　平成二十八年度　年率〇・三パーセント

○厚生労働省告示第百十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成二十六年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「一・〇〇パーセント」を「一・九〇パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第百十三号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表知的財産管理の項中「一般社団法人知的財産教育協会」を「一般財団法人知的財産研究教育財団」に改める。

表金融窓口サービスの項を次のように改める。

金融窓口サービス	一般社団法人金融財政事情研究会が実施する次の試験に係るもの 一　一級　実技試験　学科試験　一五、〇〇〇円 二　二級　実技試験　学科試験　八、五〇〇円 三　三級　実技試験　学科試験　六、五〇〇円

表ビルクリーニングの項を次のように改める。

ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一　一級　実技試験　学科試験　二〇、〇〇〇円 二　実技試験　学科試験　七、〇〇〇円 三　実技試験　学科試験　四、〇〇〇円 三、八〇〇円

第二号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「一・九〇パーセント」を「一・七六パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第百十二号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「一・〇〇パーセント」を「一・九〇パーセント」に改める。

第二号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「一・九〇パーセント」を「一・七六パーセント」に改める。